

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.83

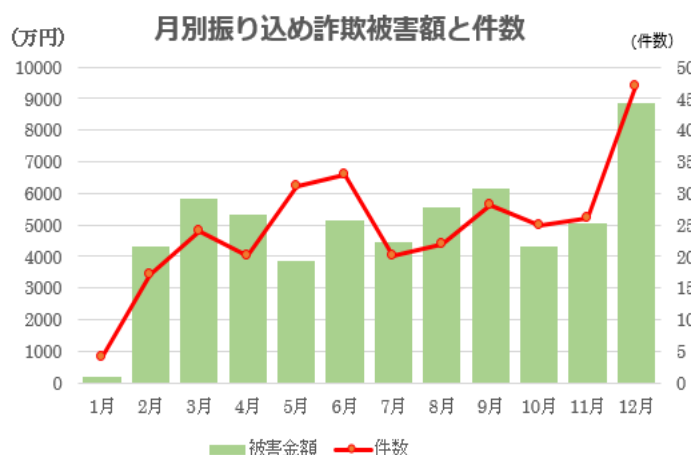
【事務局】北海道立消費生活センター<http://www.do-syouhi-c.jp>《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

特殊詐欺被害 3 年ぶりに増加、オレオレ詐欺が多発！ ～平成 29 年 1 年間の特殊詐欺被害状況～

特殊詐欺の被害が道内で深刻な状況です。平成 29 年は 3 年ぶりに被害件数が前年比で増加しました。また、道内における特殊詐欺被害金額は約 6 億 6,000 万円に上ります。平成 28 年の被害額（約 4 億 3,000 万円）をはるかに超える額の被害となっており、引き続き注意が必要です。

振り込め詐欺の被害が一向に減る兆しがみえません。特殊詐欺には金融商品等取引名目詐欺、異性交際あっせん名目詐欺、ギャンブル必勝情報名目詐欺などが含まれますが、特殊詐欺の中でも被害件数、被害金額の多い振り込め詐欺について、平成 29 年の被害状況をみていきたいと思います。

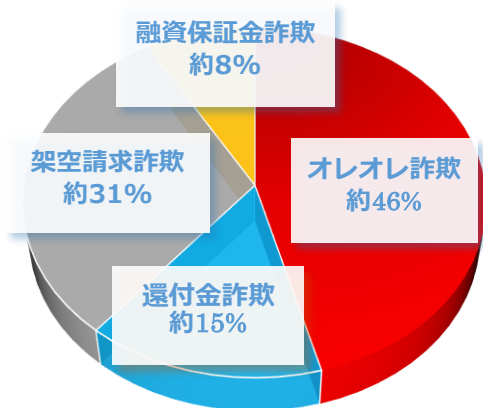
振り込め詐欺はオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺の 4 つに分類されます。なかでもオレオレ詐欺は前年の 3.4 倍と大幅に増加しています。また、認知件数の割合



でみると、オレオレ詐欺は振り込め詐欺全体で 46% と一番多くを占めています。

月別の被害状況では、とくに 1 2 月で件数、被害額ともに多いことがわかります。被害金の主な交付手段は送付型（宅配便等を使った方法）、手交型、振込型（ATM 等を使った方法）、その他に分けられますが、最近はコンビニ収納代行を悪用したものが増加するなど、その手口は多様化しており注意が必要です。被害者の男女別では男性 98 人、女性 209 人、年齢別では 65 歳以上が 207 人、64 歳以下が 100 人になっており、65 歳以上の女性に被害が多いことがわかります。このことから、高齢者を中心に見守りなどの啓発活動がより一層重要だと考えられます。北海道では悪質商法・特殊詐欺被害を未然に防ぐため地域消費被害防止ネットワークの設立を推進しています。今後も住民を守るための取り組みを進めていきたいと考えています。皆さまのご協力をお願いいたします。

平成29年（道内） 振り込め詐欺認知件数



振り込め詐欺・種別	認知件数	被害金額(円)
オレオレ詐欺	136	366, 831, 673
架空請求詐欺	91	162, 416, 625
融資保証金詐欺	25	17, 817, 101
還付金詐欺	45	43, 096, 862
合計	297	590, 162, 261

ご注意ください！ハガキによる架空請求が急増！

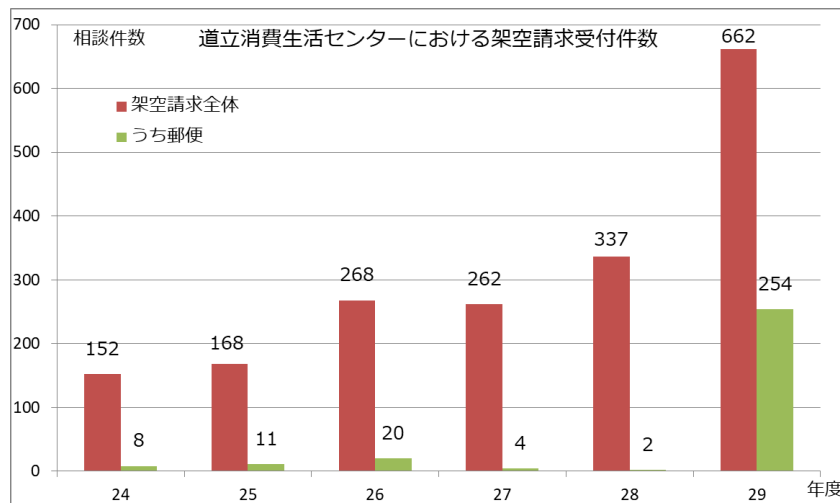
全国的に架空請求に関する相談が増加しています。

最近では実在する事業者名(ヤフーやアマゾンなど)をかたり、SMS(ショートメッセージサービス※)を用いて身に覚えのない料金を請求する手口が増えていきます。

「有料動画サイトの未納料金がある。本日に連絡がない場合は法的措置に移る」などという内容で、連絡を求めるものです。

また、今年度の特徴としてハガキによる架空請求が急増していることが挙げられます。これは「総合消費料金」などの名目で「訴訟最終告知」と称し、「利用した契約会社等から、民事訴訟の訴状が提示された。連絡が無い場合は給料等が差し押さえとなる」といった内容です。このような通知が普通郵便のハガキで届くことはありません。

当センターでは、ハガキによる架空請求に係る相談が急増しており、一昨年は4件、昨年は2件でしたが、今年度は12月末現在(速報値)で254件となっています。架空請求全体の件数も昨年1年間の



件数の約2倍となっており、注意が必要です。なお、北海道では、不当請求事業者名を公表していますので、ご参照ください。

■北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

「不当請求事業者名等の情報提供」URL

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyhotelkyo.htm>

※SMS(ショートメッセージサービス): 携帯電話同士で短い文章によるメッセージを送受信できるサービス。

図 送付されているハガキ見本(北海道消費者安全課公表分)

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(く)144 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年7月5日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6384-4233
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月28日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目8番1号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-4330-9261
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

著作権侵害訴訟最終通知書

著作権者の未許可使用による著作権侵害の訴訟準備期間に入りました事ご通知致します。本書到着後下記まで至急お問い合わせ下さい。尚、貴方の主張が認められた場合この限りではありません。異議申し立てがある場合

最終期日 平成29年 12月 22日までに
お問い合わせ下さい。このまま連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判後、給与差押え及び動産物、不動産物の差押えを執行官立ち合いのもと強制的に履行させていただきますので、【執行証書】の交付を承諾して頂きます。

訴訟受託記号 事件コード
つ858 1004 0307

※個人情報取扱のため、必ず御本人様から連絡下さい。

一般社団法人 日本著作権保護協会

〒150-0044
東京都渋谷区道玄坂2丁目11番1号
問い合わせ窓口 03-4329-2726
受付時間 9:00~20:00

新作 A4 チラシの名入れあっせんを開始しました！ 「それって詐欺かも！？特殊詐欺は相談で防げます」

特殊詐欺の被害は後を絶ちません。その手口の多くが第三者に相談をさせづらくするものです。そこで、北海道消費者協会では新しく右記の A4 チラシ「それって詐欺かも！？特殊詐欺は相談で防げます」を作成しました。こちらは市町村へ「名入れ作成あっせん」を行っています。地域における被害防止のため、ぜひご活用ください。お問合せは下記まで。

担当：(一社)北海道消費者協会教育啓発グループ(電話：011-221-4217)



ネットワークの輪を全道に!! 現地訪問を実施しています

(一社)北海道消費者協会(以下、道協会)では、地域消費者被害防止ネットワーク設置促進事業による現地訪問を行っています(北海道からの受託事業)。昨年10月、宗谷総合振興局管内の浜頓別町と檜山振興局管内の奥尻町を訪問しました。その様子をご紹介します。

浜頓別町を訪問しました!

浜頓別町は宗谷総合振興局管内、人口約3,700人の町です。10月31日、ネットワークの設立に向けて一度お話を伺いたいのご要望を受け現地訪問させていただきました。当日は、役場職員、浜頓別消費者協会の方々が出席し活発な意見交換が交わされました。

道協会からは消費者被害の現状をふまえて、ネットワークの必要性などを説明。地域のさまざまな関係機関・団体が連携して情報を共有し、住民に情報発信をすることで注意喚起を促し、悪質商法や特殊詐欺から住民を守ることの重要性をお話ししました。

浜頓別町の方々はネットワーク設立を前向きに検討されている印象を受けました。今後もネットワーク構築に向け取り組みを進めていきたいと考えています。



奥尻町を訪問しました!

奥尻町は檜山振興局管内、人口約2,700人の町です。10月4日、ネットワークの必要性とその概要を説明するとともに奥尻町の担当職員と情報交換を行いました。奥尻町では警察と協力して独自に防犯リーフレットを作成して、住民に配布しています。この様子は奥尻町の広報誌でも紹介されました(写真)。

また年金支給日ごとに信金、警察、防犯協会が協力して啓発活動を実施しています。奥尻町では特殊詐欺対策は喫緊の課題であると考えており、住民が集まる会合やイベントにも出向き、顔の見える関係性をつくっています。地域住民を守るためにも地域消費者被害防止ネットワーク設置に向けた取り組みが期待されます。



広報おくしり(2017.11月号より)

速報! 乙部町にネットワークが設立されます!

檜山振興局管内乙部町に平成30年2月25日、「乙部町消費者被害防止ネットワーク」が設立されることとなりました。道内では68番目の地域ネットワークとなり、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会に位置づけられる予定です。設立会議の様子など詳細は次号でご紹介します。

平成29年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催します

平成30年2月19日(月)、平成29年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催します。北海道立消費生活センター、北海道警察本部などから消費者被害の現状を報告するほか、一人住まいの高齢者や認知症が疑われるなど判断能力が十分ではない方へのケアとして被害防止策を協議する予定です。会議の詳細については次号でご紹介します。



見守り 新鮮情報

「見守り」と「気づき」のチェックポイント

住まいの様子

- 不審な封筒や請求書等の書類がないか。
- 見慣れない段ボールや商品が置かれていないか。
- 居室や居宅が改修されていないか。

本人の様子

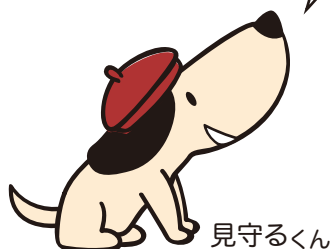
- 食欲が無くなったり、元気が無くなったりしていないか。
- 生活パターンやリズムが乱れていないか。
- 身なりに変化がないか。
- なかなか言い出せずに困っている様子はないか。



「見守り」と「気づき」で障がい者の 消費者トラブルを防ごう

ひとこと助言

様子を気にかけて



見守るくん

- 障がいのある方、特に知的障害や精神障害がある方は、知らない人とのコミュニケーションが得意ではなく、その場での確な判断や対応が出来にくいことがあるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。
- 被害の早期発見、また被害を繰り返さないためにも、家族や周りの人は、日ごろから様子を気にかけて、生活の変化をなるべく早く察知することが期待されます。障がいのある方の思いを大切に、本人の意向に沿いながら支援しましょう。
- 消費者トラブルで困っている様子に気づいたら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。